

境港管理組合建設工事等の予定価格事後公表試行要領（鳥取県属地）

（趣旨）

第1条 この要領は、境港管理組合が鳥取県内にて発注する建設工事（土木系工種に限る。）並びに測量等業務（建築関係建設コンサルタント業務は除く。）（以下「建設工事等」という。）において、入札者が真の技術力、経営力により競争できる環境を整えるための検討に資することを目的として行う予定価格の事後公表の試行について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において使用する用語の定義は、入札規則で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによるものとする。

- （1）事前公表工事等 入札の執行前に予定価格を公表する建設工事等をいう。
- （2）事後公表工事等 入札の執行後に予定価格を公表する建設工事等をいう。
- （3）落札率等調査 事前公表工事等と事後公表工事等の落札率等の比較を行うことをいう。

（事後公表対象工事等の範囲）

第3条 事後公表を行う建設工事等の範囲は、次の表のとおりとする。

区分	工種・格付	範囲	
建設工事	土木一般	A級	原則全て
		B級	原則全て
		C級	全発注件数の1/2
		D級	全発注件数の1/2
	アスファルト	A級	原則全て
		B級	原則全て
	とび等一般	A級	原則全て
		B級	全発注件数の1/2
	上記以外の土木系工種		予定価格4千万円以上は原則全て
	測量等業務		予定価格8百万円以上は原則全て

2 前項の規定にかかわらず、災害復旧工事等の円滑な実施にあたり、入札手続き等の迅速化を図るため、発注機関が必要と認めた場合には、事前公表ができるものとする。

（落札率等調査の対象範囲等）

第4条 落札率等調査は境港管理組合が発注し、これらが所管する事業に係るものを対象とする。

2 境港管理組合総務課は、必要に応じて落札率等調査を実施するものとする。

（予定価格の公表時期）

第5条 境港管理組合は、開札後速やかに予定価格を境港管理組合ホームページに掲示する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日以降に調達公告をする建設工事等に適用する。